

## ◎相談日程

相談時間 午前の部 9:00~12:00 (受付終了は11:30) 午後の部 13:00~16:00

2月	地区
17日(月)	牧地区
18日(火)	
19日(水)	
20日(木)	結地区
21日(金)	
25日(火)	
26日(水)	
27日(木)	
28日(金)	

3月	地区
2日(月)	名森地区
3日(火)	
4日(水)	
5日(木)	
6日(金)	
9日(月)	
10日(火)	
11日(水)	
12日(木)	
13日(金)	
16日(月)	指定なし

\* 申告相談は役場2階大会議室で、受付番号順に行います。  
 \* 土地建物(収用等によるものを除く)・株式等の分離課税の対象となる譲渡所得のある場合や、災害などで資産に被害を受けた場合の雑損控除がある申告は受付できませんので、大垣市民会館をご利用ください。  
 \* ご自分で申告書を作成された方は、郵送により直接税務署に提出することができます。  
 < 提出先 >  
 〒503-8556  
 大垣市丸の内2-30  
 大垣税務署 ☎78-4101

## ◎申告書に代えて「確定申告のお知らせ」が送付されます。

**重要**  
令和元年分  
**確定申告のお知らせ**

※ 確定申告書用紙の送付に代えて、このお知らせをお送りしています。

料金後納郵便  
e-Taxでも書面でも作成コーナーは自動で計算!

カスタマバーコード

TEL

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用された方や指導機関等を通じて申告書を出された方などへ申告書・決算書等の用紙に代えて送付しています。

令和元年分確定申告書の作成に必要な情報

様

※ 確定申告に関する重要なお知らせです。必ずご本人様がお読みください。

①裏面から開いてください。

②裏面に「確定申告のお知らせ」のバーコードが貼られています。

③「確定申告のお知らせ」のバーコードをスマートフォンで読み取り、確定申告書の作成を行います。

④確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑤確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑥確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑦確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑧確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑨確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑩確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑪確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑫確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑬確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑭確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑮確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑯確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑰確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑱確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑲確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

⑳確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉑確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉒確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉓確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉔確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉕確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉖確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉗確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉘確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉙確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉚確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉛確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉜確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉝確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉞確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㉟確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊱確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊲確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊳確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊴確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊵確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊶確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊷確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊸確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊹確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊺確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊻確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊼確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊽確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊾確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

㊿確定申告書の作成は、スマートフォンで完了します。

税務署からののお知らせ

確定申告書の作成は、スマートフォンで!

スマホで見やすい専用画面!

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザイン画面で所得税の申告書を作成いただけます。

○「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。(令和2年1月末予定) iPhoneも対応予定

○マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、税務署で交付を受けたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。用意するものは、次の2つ!

① ID (利用者識別番号)  
② パスワード (暗証番号)

※ ご利用に当たっては、税務署で交付を受けた「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要となります。  
マイナンバーカードを取得していただくメッセージボックスから、申告内容や税務署からのお知らせを確認できるようになり、e-Taxをより便利にご利用いただけます。

この文書における行政指導の責任者は、税務署長です。  
このお知らせは、令和元年11月1日時点の情報に基づき作成されています。

## ◎医療費控除の明細書の提出が必要となりました。

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合には「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。経過措置として、令和元年分の確定申告までは従来通り医療費の領収書の提出又は提示によることもできます。  
 \* 「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraeru/shinkoku/yoshiki/02/pdf/ref1.pdf>) からダウンロードできます。  
 \* 税務署から医療費控除の内容確認を求められる場合がありますので、領収書は確定申告期限から5年間保管してください。

税務課 ☎64-7102